

【ご参考】「外国関係会社の区分」の自動判定

「別表 17(3 の 7)：添付対象外国関係会社基本情報」の「計算基礎入力分」の「外国関係会社区分」タブと「外国関係会社区分」タブの入力値より下記の判定を行っています。

「外国関係会社区分」タブは、「特定外国関係会社」の判定基礎となります。

「外国関係会社区分」タブは、「対象外国関係会社」や「部分対象外国関係会社」の判定基礎となります。

「外国関係会社の区分」を「自動判定しない」(初期値)にした場合
当該区分で選択いただいた区分を利用（表示）します。

区分の初期値は「特定外国関係会社」です。

上記 以外の場合（「自動判定する」の場合）

1. 「外国関係会社区分」タブ

下記の(1)～(3)のいずれかに該当する場合に「特定外国関係会社」と判定します。

(1) [ペーパー・カンパニー]欄

[主たる事業を行うに必要と認められる固定施設を有する外国関係会社でない[3]]の区分から、[不動産の保有や資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社でない[7]]の区分までの全ての区分で[該当]を選択している。

(2) [キャッシュ・ボックス]欄

[総資産額に対する一定の受動的所得の金額の割合が 30%を超える外国関係会社(総資産額に対する一定の資産の額の割合が 50%を超えるものに限る)である[8]]の区分又は[非関連者等収入保険料の収入保険料に対する割合が 10%未満でかつ、非関連者等支再保料の関連者等収入保険料に対する割合が 50%未満である[9]]の区分()のいずれかで[該当]を選択している。

() 外国関係会社の事業年度が平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する場合に[9]の区分を選択できます。

(3) [ブラックリスト国]欄

[ブラックリスト国等に本店又は主たる事務所を有する]区分で[該当]が選択されている。

上記(1)～(3)のいずれも該当しない場合は、引き続き下記 2 で「特定外国関係会社」以外の判定を行います。

2. 「外国関係会社区分」タブ

(1) 「対象外国関係会社」

「特定外国関係会社」に該当しない場合で、下記の ～ のいずれかに該当する場合は「対象外国関係会社」と判定します。

[事業基準]欄

[株式等・債券の保有、無形資産等の提供又は船舶・航空機の貸付けが主たる事業でない]の区分が[非該当]又は[未判定]、かつ[統括会社特例の適用]の区分・[外国金融持株会社特例の適用]の区分・[航空機リース子会社特例の適用]の区分がすべて[無]の場合

[実体基準]欄

[本店所在地国において主たる事業を行うに必要と認められる固定施設を有している]の区分が[非該当]又は[未判定]の場合

[管理支配基準]欄

[本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っている]の区分が[非該当]又は[未判定]の場合

[非関連者基準]欄と[所在地国基準]欄

[非関連者取引割合が 50%を超えている]の区分及び[主として本店所在地国において事業を行っている]の区分が[非該当]又は[未判定]の場合

(2) 「外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社」

「特定外国関係会社」及び「対象外国関係会社」に該当しない場合で、[外国金融子会社等である]の区分が[非該当]又は[未判定]の場合

(3) 「外国金融子会社等」

「特定外国関係会社」及び「対象外国関係会社」に該当しない場合で、[外国金融子会社等である]の区分が[該当]の場合